

令和元年9月18日

2 令和元年度府外施設定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会

意見・要望事項	措置状況
<p>(1) 施設の活用について</p> <p>興津自然学園に関しては、自然宿泊体験教室の場として、現在、小学校4年生（東山小学校を除く21校）、同5年生（東山小学校）、同6年生（東山小学校を除く21校）と特別支援学級（4校合同）が利用している。</p> <p>その中で、小学校4年生の自然宿泊体験教室の内容が30年度から大きく変更された。29年度以前は、2泊3日が20校、1泊2日が1校であったところ、30年度からは、21校のすべてが1泊2日の利用に減じてしまっている。</p> <p>宿泊数を短縮した主な理由は、小学校学習指導要領の改訂によって、区では外国語活動を先行実施するところとなり、その関係から必要な授業時数を確保し、ゆとりある教育課程を実現するために取られた措置とのことであった。</p> <p>この結果、同学園の学校の使用が年間20日減少している。</p> <p>30年度においては、7月20日を除く7月から8月にかけての夏季休業日や、12月から翌年3月の間で学校の施設利用の実績がない。これらのことから、施設の有効活用は引き続きの課題となっている。</p> <p>学校以外で、同学園を目的外使用できる団体は、現在区内青少年団体のほか、</p>	<p>興津自然学園は、その前身である興津健康学園として22年間、地元への影響を配慮しつつ、地域と相互に協力関係を築きながら運営してきた経緯がある。</p> <p>また、興津自然学園改修時の地元説明会を実施した際、地域住民の方から一般利用による地元の民宿や旅館への影響を危惧する意見があり、これに対し区として、区民等が利用する保養施設でないことや、学校利用がなく施設が空いているときのみ一般利用として利用する旨など、地域に配慮した回答を行っている。</p> <p>学園がある地域において、教育施設としての認識が定着している中、区が積極的に目的外利用を推進することは、これまでの説明や、地域経済等への影響を考慮すると、地域との関係を悪化させる可能性があり、その場合、学校利用にも影響を与えることが想定されるため、慎重に対応する必要がある。</p> <p>地元への影響も考慮しつつ、一般利用可能期間における区有施設の有効活用の観点から、区内青少年団体などへ向けた施設利用の周知については検討するが、範囲拡大等については、地元の理解を得られるかなど状況を確認するなど慎重かつ丁寧に対応していく必要がある。</p>

<p>教育長が必要と認める場合に限られており、30年度は1団体14人が、自然体験を活かして今後の地域の青少年活動等に役立てるために使用したにとどまる。</p> <p>そのため、対象団体に対して団体利用が可能であるとの周知に努めると共に利用可能な団体の範囲拡大等が必要と考えられる。地元が懸念する民宿への影響の点もあるが、一方では地域の消費拡大に貢献できる側面もあると思われるの</p> <p>で、改めて興津区とも必要な協議を行いながら、使用できる対象団体を広げるなどの検討を進めて欲しい。</p>	<p>(学校運営課)</p>
--	----------------

令和元年9月18日

2 令和元年度庁外施設定期監査意見・要望事項の措置状況

教育委員会

意見・要望事項	措置状況
<p>(2) 災害発生時の地元との協定に関する対応について</p> <p>現在津波等発生時に興津自然学園を避難所として使用するための協定が次のとおり2件結ばれている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 避難所使用に関する協定書（締結先：興津区、締結日：22年8月4日、以下「興津区協定」と略称する。）・ 津波等発生時における緊急一時避難施設の協力に関する協定書（締結先：勝浦市、締結日：27年12月1日、以下「勝浦市協定」と略称する。） <p>具体的に避難所等として提供するスペースに関しては、勝浦市協定では、屋外の「職員用駐車場150m²」と明記されている。興津区協定では、特に定められていないが、協定締結後、学校利用中の時期は北棟3階フロア、それ以外の時期は屋内運動場と決められた。東日本大震災の際には、興津区協定に基づき、3月11日から12日にかけて屋内運動場に避難所が設置され、166の方が避難し、そのうち10人が宿泊されたとのことであった。</p> <p>災害は季節や時間帯、天候を選ばずに発生する。たとえ「一時」の利用であっても、勝浦市協定にある職員用駐車場が、冬季や雨天時などにおいて適切な避難施設になるとは思えない。また、現協定の</p>	<p>平成27年12月に区教育委員会と勝浦市との間で津波発生時の避難所使用に関する協定を締結し、敷地内の高台にある職員駐車場を避難場所としている。</p> <p>これは、勝浦市側の意向に沿った内容で締結したもので、勝浦市は市内の他の避難場所同様に広域的な避難所で滞在は一時的なもの、施設に災害用備蓄品は設置しない方針としている。</p> <p>一方、興津自然学園設置時の地元興津区との話し合いの中で、学園施設を興津地区の住民の津波発生時の緊急避難場所として使用させてほしい旨の要望があり、勝浦市との協定締結前の平成22年8月に興津区長との間で協定が締結された。協定では、避難時の施設使用のルールを決め、避難所の運営管理は興津区の責任において実施することが定められている。</p> <p>勝浦市との協定と興津区との協定は、避難所としての協定締結趣旨が異なっているため、区としては両者の避難所設置趣旨を尊重し、両協定を平行して運用していくことを勝浦市、興津区とも協議の中で確認していることから、これまでと同様の対応が望ましいと考えている。</p> <p>なお、避難が必要な状況となり、万が</p>

<p>状況から、災害発生時には、興津区の方は屋内に、それ以外の方（例えば隣接の守谷区の人たち）は屋外にという対応になる。しかし、そのような扱いは非現実的である。</p> <p>所管課の説明では、避難場所の指定は勝浦市の意向による。あくまで一時的な利用であり、同学園としては興津区協定を踏まえ「柔軟に対応する」とのことであった。そうであるならば、興津区以外の人たちも施設内に受入れる前提の事前計画が必要となり、また、勝浦市協定の内容と異なる対処になるため、協定の修正も課題となる。現実に即した適切な対応を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（学校運営課）</p>	<p>一、勝浦市が指定した避難場所（職員駐車場）が使用できない状況になるなど、有事の際の臨機応変な対応が求められる場合には、興津区と協力しながら柔軟に対応していく。</p> <p style="text-align: right;">（学校運営課）</p>
---	--